

スピードスケート指導者登録制度について

- 1) 「スピードスケート指導者登録制度」とは、スピードスケート団体等が競技者滑走時間に行う練習で八戸市が必要と認めた場合、団体等の団員数に応じて指導者の個人使用料を免除する制度
- 2) 該当する施設 八戸市長根屋内スケート場（YS アリーナ八戸）
- 3) 登録基準 下記【指導者登録基準】を参照のこと。
- 4) 免除措置 登録が認められた指導者へ指導者証を貸与し、個人使用料を免除する。
- 5) 免除期間 当該年度の3月31日まで。
但し、市外からの合宿利用者については合宿期間とする。
- 6) 団員数の基準 年度当初における団体の構成人数。
但し、合宿利用団体については合宿参加人数とする。
- 7) 申請方法 長根屋内スケート場に使用料減免申請書を提出すること。
使用料減免申請書は長根屋内スケート場受付で記入してください。
※下記書類を添付すること
 - 1.使用料免除指導者登録申込書(様式集を参照)
 - 2.団体所属者(構成員)の名簿(氏名年齢または学年が明記されたもの)
- 8) その他 指導者は18歳以上(高校生は除く)とする。
営利を目的とした団体は対象外とする。
登録指導者を増やす為に団体を分割して申請することは認められない。

【指導者登録基準】

区分	条件	備考
青森県スケート連盟所属スピードスケート団体	団員数1～9名まで指導者1名の使用料を免除する。以後5名につき指導者1名の使用料を免除し、1団体最大4名までとする。	団員1～4名までの団体指導者は青森県スケート連盟登録者に限る。
上記以外のスピードスケート団体	団員数5～9名まで指導者1名の使用料を免除する。以後5名につき指導者1名の使用料を免除し、1団体最大4名までとする。	